

鳥取縣公報

昭和二十五年八月四日 金曜日
第二千百三十一号

本書ノ大キサハ國字、精A五判

規則

◇鳥取縣規則第五十一号

昭和二十四年三月鳥取縣規則第二十四号薬事法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西尾愛治

薬事法施行細則中改正規則

第二條を次のように改める。

第二條 規則第九條、第十二條、第十八條、第二十一

條の規定により薬局又は医薬品販売業の登録申請書

若しくは登録更新申請書は別に定める手数料を添えて登録更新にあつては、十一月三十日までに知事に提出しなければならない。

第六條中「別記第六号様式により」の次に「別に定める

手数料を添えて」を加え次の二項を加える。
前項の身分を示す証票は毎年十二月三十一日までに別記第六号様式の二により別に定める手数料を添えてその更新を受けなければその効力を失う。

交付を受けた身分証明書を亡失し又はき損し若しくは記載事項に変更を生じたときは、別記第六号様式の三により別に定める手数料を添えき損又は記載事項変更にあつては身分証明書を添えて知事へ再交付又は書換えの申請をしなければならない。

第七條第二項中「その登録票を添えて」の次に「それぞれ別に定める手数料と共に」を加える。

第十二條第二項中「別記第十九号様式の一にによりそれぞれの次に「別に定める手数料を添えて」を加える。

この規則は公布の日から施行する。

別記第六号様式の次に次の様式を加える。

別記第六号様式の二

配置員身分証明書更新願

薬事法施行規則第五十三條の規定による身分証明書の
更新を左の通り申請する。

00934

別記第六号様式の三

配置員身分証明書再交付(書換)申請書

薬事法施行細則第六條第三項の規定により左の通り身
分証明書の再交付(書換)を申請する。

更新を左の通り申請する。

年 月 日

年 月 日

年 月 日

住 所

登録者氏名

印

鳥取縣知事 殿

登録者氏名

印

鳥取縣知事 殿

氏名

舊新

氏名

営業の区域 に生年月日	本籍住所			氏名 旧新
	本	籍	住所	
				住所 旧新

登録更新の事實

縣登錄第 号

号

記載上の注意

一、登録が他の都道府縣に亘るときは登録票を提示し
てきみを受けること。

◇鳥取縣規則第五十二号

昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十四号兒童福祉法施行細
則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月四日

00935

00935

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

兒童福祉法施行細則中改正規則

第六條を次のように改める。

市町村長は妊娠婦名簿を別表第五号により作成し、兒
童福祉法(以下法といふ)第二十條の規定による妊娠

の届出があつた場合は、その都度これに登録して母子
手帳を交付しなければならない。

附則第二項中「第六條」を削除する。

別表第四号及び第六号を削除し、第九号を次のように改
める。

兒童福祉法母子手帳交付台帳

番号	母子手帳届出妊娠した年令	職業	国籍(外国 人のみ)	居住地	妊娠医師又は助 産婦の氏名	月數	妊娠に關する健 康診断の有無	結核に關する健 康診断の有無

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年五月三十日から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百七十五号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00938

同 同

下中山村字赤坂二四〇ノ一 田中 福蔵
倉吉町東仲町二五七三 南谷村字大鳥居二一〇

倉都 國治 南谷村農業協同組合
松井時太郎 社村農業協同組合

灘手村字別所三〇一

德永 政勝

社村字国分寺三〇一

横浜 健藏

高城村字上福田三三六

豊島化學製油所

上小鴨村字上古川一六七ノ五

伊藤 壽雄

北谷村字福本二三〇ノ一

杉島 逸治

三朝村山田七九九の三

竹中 勝義

安田村字光二七五

木村 一男

三徳村字片柴一、三二九

上中山村農業協同組合

大誠村字西園九五一

大谷 駿

上中山村字桶口一

佐藤 光義

舍人村字方地九八二

田中 幸一

下鄉村字光好五六三

高橋 一郎

下鄉村字三保三六三

吉田 知則

小鴨村岡田字空田一五八ノ一三 米田 実

大庭 伸

同 同

菜種油粕粉末五、三 同

五、二 同

五、三 同

五、四 同

五、五 同

五、六 同

五、七 同

五、八 同

五、九 同

五、十 同

五、十一 同

五、十二 同

五、十三 同

五、十四 同

五、十五 同

五、十六 同

五、十七 同

◇鳥取縣告示第三百七十六号
次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母資格を有する者であることを證明した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
住 所 氏 名
鳥取市寺町一三三 草野樹子

旭林字本泉二九七 同
八橋町八橋一三九の一 同
上北條村字下古川三八の一 同
下北條村字弓原三七五 同
西郷村字伊木九二 同
倉吉町字三明寺五一五の一 同
高城村字服部三二八 同
赤碕町一〇九八の二 東郷村字國信一三五の一 同
由良町字妻池 山田 定傳 同
八頭郡賀茂村字宮谷二六一 浜坂 進 同
八頭郡賀茂村字宮谷二六一 賀茂村農業協同組合

00940

◇鳥取縣告示第三百七十七号

次の者に對し兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格證明書を交付した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所 氏 名

東伯郡倉吉町河原町一七七一ノ四 谷 本 都
同 東岩倉町 田 中 幸 子一、存続期間
自昭和二十五年七月一日
至同 三十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百七十八号

兒童福祉法第三十五号第二項の規定による兒童福祉施設として次のよう認可した。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	經營	施設の	施設の	定員	認可
主体	名	称	長氏名	所在地	年月日
保育所	米子市	西保育園	野坂寛治	米子市朝日町	一〇〇名昭和二十一年四月一十五日
米子市					

昭和二十五年八月四日印刷

(昭和四年四月十五日) 発行
(第三種郵便物認可)刷行者鳥取縣鳥取市東町 取扱
刷所鳥取縣鳥取市東町 取扱
印 刷 所 鳥取縣印 刷 所

昭和二十五年八月四日発行

鳥取縣公報

◇鳥取縣告示第三百七十九号

昭和十五年六月鳥取縣告示第四四四四号氣高郡湖山池禁獵区の存続期間を次のよう更新する。

昭和二十五年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治